2025年2月更新

|  |
| --- |
| ドローン空撮のための土地使用許可申請書**（伊良湖菜の花ガーデン専用）**令和　　年　　月　　日一般社団法人　渥美半島観光ビューロー会長　様申請者　住　所氏　名連絡先（携帯電話）（FAX）（E-mail）申請許可の返信　　電話　・　FAX　・　E-mail（ご希望の項目に〇をつけてください）次のとおりドローンによる空撮を行うため貴団体管理の土地使用許可を申請します。なお、使用にあたっては以下の内容を遵守することを誓約します。１　**国土交通省による無人航空機の登録が完了したことを証明し、かつ有効期限が確認できる書類を添付します。**２　目的外の使用はしません。３　自己の責に帰すべき事由により土地及び土地内の財産に損害を与えたときはすみやかにその損害を賠償します。４　第三者に損害等を与えた場合は、すべて自己の責において対応します。５　土地使用に伴い周辺地域へ迷惑がかからないよう十分に配慮します。６　各種関係法令を遵守し、必要な手続き等を行います。 |
| 使用土地の場所 | 　田原市堀切町、日出町地内（菜の花ガーデン敷地） |
| 空撮の目的 |  |
| 土地使用日時 | 令和　　年　　月　　日　、（　　時　　分　～　　時　　分まで）（菜の花まつり期間中は、土日祝日は使用禁止） |
| ※渥美半島観光ビューロー使用欄受付印・許可する　　　・許可しない |